

設定しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法

1. 距離制運賃

運 賃 表

距 離	運 賃		
1 0 kmまで	1 km当たりの単価	円	円
2 0 kmまで	1 km当たりの単価	円	円
3 0 kmまで	1 km当たりの単価	円	円
4 0 kmまで	1 km当たりの単価	円	円
5 0 kmまで	1 km当たりの単価	円	円
6 0 kmまで	1 km当たりの単価	円	円
7 0 kmまで	1 km当たりの単価	円	円
8 0 kmまで	1 km当たりの単価	円	円
9 0 kmまで	1 km当たりの単価	円	円
1 0 0 kmまで	1 km当たりの単価	円	円
1 0 0 kmを越えるもの 1 kmまで増すごとに		円加算する	

2. 時間制運賃

1日8時間とし1日貸切料金を 円とし1時間増すごとに 円を加算する。1時間未満の場合は30分増すごとに 円を加える。

3. 諸料金

(1) 車輛留置料

車輛留置料は30分までごとに 円として加算する。

(2) 荷扱労力費

荷物の積卸し時間15分までごとに 円とする。

4. 運賃割増率

(1) 品目割増

項目	内容	割増率
易損品	1. レントゲン機器・電子計算機等精密機器 1個の価格が200万円以上のもの 2. 宮みこし・仏壇・神仏像 3. オルガン	1割以上の臨時的 約束による
特殊物件	1. 生きた動物・鮮魚介類	2割
	2. 汚わい品	4割
	3. 貴重品・高価品等	5割以上臨時的 約束による

(2) 特大品割増

1個の長さが荷台の長さの1割を加えたもの重量100kgまたは容積1立方m以上のもの	3割以上の臨時的 約束による
---	-------------------

(3) 休日割増

日曜祝祭日に運送した距離に限る	2	割
-----------------	---	---

(4) 深夜早朝割増

午後 10 時から午前 5 時までに運送した距離	3	割
--------------------------	---	---

5 . 運賃料金の適用方法

(1) 運賃は運賃料金表に掲げてある金額またはこれに割増率を乗じた金額を運賃料金表に掲げてある金額に加算した金額とする。

(2) 運賃は 1 車 1 回ごとに計算し当該運賃料金に端数があるときは、20 円は切捨てに、30 円以上は 50 円に、70 円は 50 円に、80 円以上は 100 円として計算する。

(3) 貨物の長さ重量または容積が特に大きな時は所定の割増率を適用する。

(4) 運賃距離は 1 車 1 回ごとの実キロ程によるものとし経路が 2 途以上あるときはその最短となる経路のキロ程により計算する。

(5) 日曜祝祭日及びそれにまたがる運送については、次の式により算出した金額を加算します。

$$\text{日曜祝祭日に運送した運送距離に対応する運賃} \times 0.2$$

(6) 深夜早朝割増の適用時間に行われる運送については、次の式により算出した額を加算します。

$$\text{深夜早朝割増適用時間に運送した運送距離に対応する運賃} \times 0.3$$